

# TAMA NEWS



名称: ALL たま社会保険労務士事務所 URL: <http://www.tama-office.com/>

住所: 〒277-0086 千葉県柏市永楽台2-6-5

TEL: 04-7164-1283 Fax: 04-7164-1284 Mail: [tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp](mailto:tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp)

## 転職理由の真相と企業の対応策

### ◆ 「給与の低さ」が若年層の転職理由トップに

厚生労働省の「若年者雇用実態調査」（令和5年）によると、若年労働者（満15～34歳の労働者）の前職の離職理由として最も多かったのは「給与の低さ」で59.9%でした。特に20～24歳の年齢層では男性64.6%、女性60.3%と高く、若年層の転職動機における給与の重要性が浮き彫りになっています。

### ◆ 「やりがい」と「スキルアップ」も重要な転職要因

一方で、「仕事の内容が自分に合わない」（41.9%）や「自分の技能や能力を活かしたい」「責任のある仕事を任せたい」（33.8%）といったキャリアアップ・スキルアップでの理由も上位に来ています。これは、若年労働者が単に給与だけでなく、仕事の質や自己成長の機会も重視していることを示しています。企業側としては、給与水準の適正化だけでなく、従業員のキャリア開発やスキルアップの機会を提供することが、人材確保と定着率向上につながると言えるでしょう。また、入社時のミスマッチを防ぐために、採用プロセスでの職務内容の明確な説明や、入社後のフォローアップ体制の強化も重要です。

いわゆる「ゆるブラックだ」、「自分が成長できない」ということでの人材流出につながらないよう、効果的な施策を考えていきたいですね。

## 児童手当制度が変わりました

### ◆児童手当の変更

令和6年10月1日から児童手当制度が改正されています。今回の改正は、子育て支援の強化を目的としており、子どもを育てる従業員の生活に密接に関わるもので、改正のポイントを押さえ、育児と仕事の両立支援に活かしていきましょう。

### ◆改正のポイント

#### 1. 支給対象の拡大

これまで児童手当は中学生までが対象でしたが、令和6年10月1日からは高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）も支給対象となりました。

#### 2. 所得制限の撤廃

従来の児童手当には所得制限がありましたが、これが撤廃されました。

#### 3. 支給額の増額

第3子以降の児童に対する支給額が月額30,000円に増額されました。なお、カウント方法は、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とすることとなりました。

#### 4. 支給時期の変更

児童手当の支給時期が年3回から隔月（偶数月）の年6回に変更されました。